

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 辻悠祐

## 労働者の賃金と消滅時効について

### 弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

皆様はじめまして。よつば総合法律事務所の弁護士の辻と申します。

「知って得する! 法律コラム」の2回目は、労働者の賃金と消滅時効についての説明をしたいと思います。当事務所は、使用者（企業様）側の労務問題を多数扱っており、使用者が労働者から未払い残業代の請求を受けた場合の対応や不当解雇であるとして賃金請求を受けた場合の対応も多く行っています。そのようなケースでは、労働者が請求できる賃金の期間は金額に大きな影響を与えてくるのできわめて重要な問題です。

2020年(令和2年)4月1日から、債権法が改正された民法が施行されました。民法改正の影響は各所に及び、労働者の賃金債権の消滅時効についても大きな影響を及ぼしました。労働者の賃金の時効の関係では、以下のとおり変更になりました。

- ・2020年3月までに発生分の残業代などの給料の時効 原則2年
- ・2020年4月以降に発生分の残業代などの給料の時効 原則3年(当分の間)

関連する範囲で、改正前と改正後の条文も紹介させていただきます。

### 1 民法改正前の賃金債権の消滅時効

改正前民法第174条 ※関連箇所のみ抜粋  
次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

- 1 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
- 2 自己の労力の提供・・・の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

改正前労働基準法第115条 ※関連箇所のみ抜粋  
この法律の規定による賃金・・・は2年間・・・行わない場合においては、時効によって消滅する。

改正前の民法では、賃金債権の消滅時効は1年とされていました。しかし、これでは、あまりにも労働者の保護が欠けるということで、改正前の労働基準法では賃金債権の消滅時効の期間を2年に延長していたわけです。

### 2 民法改正後の賃金債権の消滅時効

改正後の民法では、賃金債権の1年という消滅時効の期間は削除されて、債権の消滅時効の期間は、原則として、権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない、もしくは権利を行使できることを知らなくても、客観的に権利行使可能な時から10年間行使しないときは時効によって消滅するとしました。

この影響を受けて、賃金債権の消滅時効に関する労働基準法も下記のとおり改正されました。賃金債権については、「当分の間」行使することができるときから3年間で時効の期間とされました。ただし、当分の間を終了後に5年となる可能性があります。

#### 改正労働基準法 (時効)

第115条 この法律の規定による賃金の請求権はこれを行使することができる時から5年間・・・行わない場合においては、時効によつて消滅する。

#### 附則第143条

③ 第115条の規定の適用については、当分の間・・・この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権はこれを行使することができる時から3年間」とする。

### 3 予防法務の重要性

企業法務に携わる弁護士としては、この改正は非常に大きなインパクトがあります。なぜなら、2年間の未払い賃金の請求であっても、使用者側の支払い金額が高額になるケースが多く、支払いが困難なケースも少なくないからです。賃金債権の時効期間が延びたことによって、これからさらに未払賃金として支払う金額が多くなるのが想定されます。未払賃金請求などのリスクは、労務管理を適切に行うなどの予防法務を充実させることで軽減が可能です。そういった意味では、多少のコストをかけても継続的に相談できる専門家がいるとよいですね。